

第 6 回

檜山北部 3 町合併協議会会議録

日 時 平成 1 6 年 7 月 2 3 日 (金) 1 3 時 3 0 分

場 所 大成町町民センター

第6回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年7月23日(金) 13:30~16:35 場所:大成町町民センター

1. 会議録署名委員の指名について
2. 報告第1号 檜山北部3町合併協議会の委員の変更について
3. 報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について
4. 議案第1号 議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱(案)について
5. 議案第2号 檜山北部3町合併協議会運営申し合わせ事項の一部変更について
6. 協議第14号 町・字の区域、名称の取扱いについて
7. 協議第18号 使用料、手数料の取扱いについて
8. 協議第19号 補助金、交付金の取扱いについて
9. 協議第20号 病院及び診療所事業の取扱いについて
10. 協議第21-9号 病院及び診療所事業の取扱いについて

○出席委員

大成町

副会長	花田千賀志	委員	高畑 實	委員	大野忠勝
委員	奥村喜美男	"	成田直彦	"	濱口敬子
"	朝倉 満				

瀬棚町

副会長	平田泰雄	委員	柳田 眞	委員	濱口勝利
委員	桜井明雄	"	新保静夫	"	工藤芳江

北檜山町

会長	内田東一	委員	斎藤洋一郎	委員	酒井誠一
委員	真柄克紀	"	中山修身	"	石川文枝
"	中島勝則				

○第8条第2項委員

檜山支庁 小田千秋

○欠席委員

瀬棚町 委員用名要一

○幹 事

幹 事 長 福 島 一 臣 幹 事 碓 谷 恵 一 幹 事 高 野 利 廣
幹 事 水 野 幸 雄

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕
書 記 小 板 橋 司 町づくり推進係長 山 内 保 夫

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

時間でございます。皆様、本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
しました。

それではただいまから、第6回目の檜山北部3町合併協議会を開催いたします。

委嘱状の交付

(道高事務局長)

開議に先立ちまして、今回の合併協議会から大成町議会からの選任でございました佐々木陸郎委員にかわりまして、このたび新しく選任されました奥村喜美男様に対しまして、合併協議会委員の委嘱状を内田会長より交付をさせていただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

(内田会長)

委嘱状。大成町議会議員、奥村喜美男様。

檜山北部3町合併協議会委員を委嘱します。

平成16年7月21日、檜山北部3町合併協議会会長 北檜山町長 内田東一。

(道高事務局長)

それでは、ただいま協議会委員に就任されました奥村様に、一言自己紹介をお願いしたいと思います。

(奥村委員)

ただいま檜山北部3町合併協議会の委員を委嘱されました大成町議会より選任されました奥村でございます。

きょうまで5回の協議を重ねてこられました皆様に、心から敬意を表します。私、途中からの参加ということになりますけれども、一生懸命勉強させていただきまして、皆さんの足手まといにならないように鋭意努力したいと思っております。

いずれにしましても、合併に向けての協議でございますので、努めて綱引きにならないように新しいまちづくりのために、太い、強い綱を編むということをモットーに皆さんとともに協議をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

(道高事務局長)

どうもありがとうございました。

会長あいさつ

(道高事務局長)

それでは、開会に当たりまして、協議会会長でございます内田北檜山町長より一言ごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

どうも皆さん、本日は大変お忙しいところを全員の委員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、今回選挙で再選をされました大成町の高畑委員さん、大野委員さん、そしてまた新しく議員となられました奥村さんに改めてお祝い申し上げたいと思います。

なおまた、今回、前佐々木委員の後任といたしまして、新しく大成町より推薦を受けまして今回委員となられました奥村委員さんに対しましては、心からこれからご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、きょうは佐々木委員さんが傍聴席の方にお見えでございます。本当に今日まで大変なお世話になりましたことを改めて感謝を申し上げたいと思います。なおまた、今までの経験をどうかひとつ私どものためにご助言を賜りますように、改めてお願いを申し上げます。

きょうは、回を重ねて6回目になってまいりました。皆さん方もご案内のとおり、各町においてはいろいろ法定協の中で意見がまとまらずして、いわゆる解散あるいは独立というような話も交わされてされておりますけれども、どうかひとつこの3町におきましては、最後までその目的を達成できるように、これからも特段のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単措辞ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。本日はよろしくどうぞお願い申し上げます。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに規約第10条第1項によりまして、会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は21名、1名欠席されております。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきたいと思います。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、内田会長、よろしく願いしたいと思います。

(内田会長)

それではこれより、本日の議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

なお、このたび新しく就任されました奥村委員には、佐々木委員が所属しておりました新町名候補選定小委員会に入ってくださいようご指名をいたしたいと存じます。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によって、新保静夫委員と中山修身委員を指名いたします。

続いて、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、本日配付いたしました議事日程の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

第6回檜山北部合併協議会付議事件報告でございます。

1、会長から報告及び提案があった事件は次のとおりである。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について

報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について

議案第1号 議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱案について

議案第2号 檜山北部3町合併協議会運営申し合わせ事項の一部変更について

協議第21の9号 病院及び診療所事業の取扱いについて

以上のとおり報告する。

平成16年7月23日、合併協議会会長。

以上でございます。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について

(内田会長)

それでは続きまして、日程第2、報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更についてを議題といたします。

事務局より報告第1号について説明をいたします。

(道高事務局長)

それでは、きょう議案を差しかえさせていただきます。きょう、皆様のお手元に差し上げました議案によって、これからお願いしたいと思います。その1ページでございます。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について。

平成16年7月21日付で大成町議会議長から大成町議会議員の任期満了に伴う改選により、議会選任委員の変更について通知があったので、下記のとおり報告する。

変更前が佐々木陸郎委員で、変更後が奥村喜美男委員でございます。そしてまた、高畑委員、それから大野委員はそれぞれ再任をされたということでございます。

平成16年7月23日報告、合併協議会会長。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま報告第1号については、大成町議会議員の改選に伴う委員の変更によるものでありますので、これを了承いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしという声でございますので、ご承認をさせていただきます。

報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について

(内田会長)

続いて、日程第3、報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告についてを議題といたします。

事務局から報告第2号の議案について朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

2ページ目でございます。報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について。

新町建設計画策定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告の提出があったので報告する。

平成16年7月23日報告、合併協議会会長。

以上でございます。

(内田会長)

続いて、新町建設計画策定小委員会委員長の平田副会長より、第1回新町建設計画策定小委員会の経過について報告をしていただきたいと存じます。

(平田新町建設計画策定小委員会委員長)

それでは、私の方から、平成16年6月28日に開催しました第1回新町建設計画策定小委員会において協議されました経過内容につきましてご報告を申し上げたいと存じます。

議案の4ページによりまして報告させていただきます。

まず最初に、小委員会の開催の日時であります。平成16年6月28日午後1時30分から午後3時40分までの2時間10分にわたって北檜山町健康センターにおいて全委員の10名が出席いたしまして協議を行ったところでございます。

次に、協議内容であります。協議項目の1の委員長及び副委員長の互選につきましては、指名

推選によりまして、委員長に私平田と、副委員長には北檜山町議会議長の斎藤委員がそれぞれ選出されたところでございます。

協議項目の2、3につきましては事務局から報告いたさせますが、特に申し上げるべき事項としては、任意協議会時に行いましたアンケート調査におきまして、3町が合併した場合の重点的に取り組む施策の項目の回答で、第1位67.5%に上げられた保健医療対策の充実については、最重要課題として幹事会において関係機関とも十分協議し、早急に実態調査をして方策を検討することとしたところでございます。以上でございます。

あとは事務局の方から説明申し上げます。

(駒谷事務局次長)

それでは、事務局から議案の4ページの協議項目2番からご報告をさせていただきます。

まず、協議内容の2、新町まちづくりプラン(新町建設計画)の策定についてでございますけれども、1点目といたしまして、新町まちづくりプラン策定におけるスケジュールについて協議を行い、別紙の方向で取り進めることといたしました。別紙につきましては、小委員会の経過報告というものがお配りしてあるかと思えます。これの1枚めくった次に、スケジュールということで載せてございます。これでご説明させていただきますが、7月から8月、9月にかけて、小委員会において計画内容の協議を進めていくことにしております。資料は事前にお送りさせていただきました議案の中に入っているかと思えます。表紙が第1回新町建設計画策定小委員会経過報告資料となっているものでございます。よろしいでしょうか。

このスケジュールでございますけれども、4月から6月につきましては省略させていただきますが、7月以降、小委員会において計画内容の協議を進めていくことにしております。また、北海道知事との計画素案についての事前協議が、約3カ月ほど時間を要するというところでございますので、事業内容の素案がまとまった段階で知事と事前協議を進めていく予定でございます。

それから、北海道知事との事前協議が調った後、小委員会としての策定案を協議会の方に報告を行いまして、その計画案をもとに協議会でご協議いただきまして、新町まちづくりプランを決定していただくというスケジュールの流れでございます。

そして、10月には、新町まちづくりプランのダイジェスト版を作成いたしまして、3町の住民に全戸配布し、各町ごとに住民説明会などを開きまして、十分に住民の声をお聞きすると。その後、計画の調整をする事項がありましたら、最終的な調整を行ってまいりたいということでございます。

それから11月には、北海道知事への正式協議を行い、知事からの回答を受けまして、協議会で正式決定をいただき、そして総務大臣、北海道知事への送付というスケジュールを組んだところでございます。

次に、2点目の関係でございますが、まちづくりプランの骨格案について協議を行ったところでございます。この骨格案につきましても、事前に皆さんにお送りしてあるかと思えますけれども、この関係の協議を行っております。これにつきましては2ページの第1章の計画策定方針、合併の必要性から第2章の3町の概要、また第3章の主要指標の見通し、第4章の新町まちづくりの基本

方針というところ、34ページまで順次この内容の確認と文言の整理を行うなどの協議を行っております。

次に、また議案の4ページに戻らせていただきますけれども、協議項目の2の下段に記載しております保健・医療の関係につきましては、ただいま平田委員長から申し上げたとおりでございます。

それから次に、3点目の関係でございますけれども、事務局から提案させていただきました案件で、新町建設計画を策定するに当たって、3町の協議会委員がそれぞれのまちの現状を認識し合うことが必要でないかということで、協議会委員全員による大成町、瀬棚町、北檜山町の行政視察の開催について協議を行いまして、小委員会としましては委員の視察は有意義なことであるとして、協議会の場において開催の有無について諮っていただくこととしたところでございます。

以上が第1回の新町建設計画策定小委員会での協議された経過報告でございます。終わります。

(内田会長)

ただいま、6月28日開催されました第1回の建設計画策定小委員会において、その経過について平田委員長より説明があり、そしてまたその内容につきまして、今事務局の方から報告を申し上げたところでございますけれども、これに対して、何か皆さん方のご意見があれば賜りたいと存じます。

(柳田委員)

外れているということになるかもしれませんが、これ、7月からのをずっと見ますと、小委員会においていろいろと決められたことを協議会に報告というだけのもので、あとは北海道知事に対して送付し、いろいろな調整も含めて北海道に協議したりするということになれば、ただこの協議会に参加している委員というのは、報告して、はい、わかりましたということだけなのかどうか、そこまで確認させてください。

(駒谷事務局次長)

北海道知事に事前協議という部分でございますけれども、これは先ほど内容の部分でもご説明申し上げましたけれども、時間が相当かかるということで事前の協議ということになります。協議会で決定してから最終的な北海道知事への本協議ということでございますので、事前協議においては小委員会または協議会で計画しました内容が変更されれば、その変更の内容をその都度北海道の方に再協議してまいりますという内容でございますので、11月の本協議までには、変更を随時繰り返していくという予定でございます。

(柳田委員)

確かにスケジュールというものがありますし、そのように取り運びたいという気持ちは、それはよくわかります。しかし、このようなものというのは、相当たくさんのものをいろいろと協議したりしていかなければならないということになって、小委員会でいろいろ協議されて調整された事項

について、それを道に上げる前に我々とみんなと一緒に協議するということなしに、北海道へ上げるものもあれば上げないものもあるというふうに聞き取れるのですが、その点いかがなのですか。

（駒谷事務局次長）

北海道に協議する事業でございますけれども、まず基本的に北海道が直接行う事業と、北海道から補助金などを受けて行う事業、それから合併特例債を使って行う事業、これらが基本的に北海道と事前の協議を要するというものでございますので、その内容につきましては小委員会なりで検討したことを北海道に事前にこれで該当してくるかどうかなというような協議でございますので。

（内田会長）

柳田委員の言われることは、結局小委員会で決したものを即それを道の方に出すということではなく、やはりそれは、そうした決定したの際は、全員の委員の中で議論して決めるべきだということなのでしょう。

（柳田委員）

その一言でひっかかってくる。確かに、運営要綱の中では報告ということは理解しています。我々はそれを決定してよろしいと言ったんだから、報告すればいいんだよと言われるかも知れませんが、この合併というとても大きなものから考えれば、そうはいかないのではないかなと思うからお聞きしているのです。小委員会でやったものを直ちに道と協議して、そして道がどう言うかわかりませんですよ。しかし、皆さんの、委員の方々のお話も承りながら、これを出しますよという状況になるのが一番いいのではないかなと思うのです。それを小委員会だけが走るといふか歩むといふか、そういうことでいいのかなということなんです。

（内田会長）

柳田委員さん、そうすると、例えばそのために小委員会というのをつくっているわけでしょう。そうすると、小委員会は果たして何なのかと。それで全員の皆さん方が協議をするということになると、小委員会は必要なくなるのではないかなという気がしませんか。

（柳田委員）

それはわかります。だから、だから報告ということは理解していると、それは私も申し上げているつもりなのです。だから、小委員会でそうやるということは、我々にこれこれやるからという報告だけをもってして、それでいいのかなということを知っているわけです。

（駒田事務局次長）

ただいまの質問の関係でございますけれども、最終的にはこの協議会の場で議論をして決定することになるわけです。これはご理解いただけと思うのですが、それまでの過程として事前

に道と協議していくのだよというものでございます。この協議会の場で全部まとめてから北海道と協議していくということになれば、それはそれでいいわけなのですが、時間的に余裕もないということでございますので、案としての事前協議でございますので、決定したのではなくて、本当の原案を北海道に事前に協議していくのだというものでございます。

(柳田委員)

何か時間的余裕がないというけれども、これだけ大事なものを、ただそれだけでいいのかなという気もしないでもないのです。いや、わかります、わかりますよ。だから時間的余裕がないということも、確かにスケジュールがあるからわかると僕は言っているのですよ。だけれども、協議して、それでよしと言ったものは、我々逆らえないわけでしょう。どういうものをどうやって協議するのか言ってください。

(駒谷事務局次長)

先ほど申し上げましたように、北海道と事前の協議を要するものは、北海道が直接行う事業と、それと補助金の関係する事業。それと起債の関係する事業でございます。これを北海道と事前に協議してまいるというものでございます。

北海道の直轄事業、それと補助金の絡むもの、それと合併特例債を含んだ起債を充て込む事業、この関係でございます。

(内田会長)

ほかにございませんか。ありませんか、この件について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ないようでございますので、この件についてはご承認をいただきます。

ただ、今柳田委員の方がお話ありましたけれども、決して小委員会で決めたものがすぐそのまま決定をするというものではございません。小委員会でいわゆる事前にこうした協議について協議をしていただいて、そのまとまったものをここの全員の委員の皆さん方にお諮りをして、最終的には決定をするということでございますが、その点ひとつご理解をいただきたいと思えます。

それでは、いろいろご意見ありましたけれども、先ほど言ったようにご理解をいただいたようでございますので、報告第2号については協議会として委員長報告を了承いたしたいと存じます。

なお、先ほど申し上げました協議会委員の3町の行政視察の開催については、小委員会からの提案事項として、本日、協議会の最後の方で改めてお諮りをいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

議案第1号 議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱（案）について

（内田会長）

それでは続きまして、日程第4、議案第1号 議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱案についてを議題といたします。

これにつきまして、事務局より議案の内容説明をいたさせます。

（小板橋司書記）

それでは、議案の説明をさせていただきます。事務局の小板橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案の5ページでございます。議案第1号 議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱について。檜山北部3町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱を別紙のとおり定める。

平成16年7月23日提出、檜山北部3町合併協議会会長。

次に、6ページ目でございます。要綱の内容についてご説明させていただきます。

第1条では、ただいま申し上げましたように、檜山北部3町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、議会議員定数・任期検討小委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、所掌事務の関係でございます。委員会は大成町、瀬棚町及び北檜山町が合併した場合における議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて、協議または調整することを定めるものでございます。

第3条の関係では、組織の関係でございます。協議会委員のうち、次に掲げる者をもって組織するというので、1号では関係町の長、2号では議会の議長または議会の議員、各町1名、3号では町民代表、各町1名、4号で檜山支庁地域政策部長の合計10名で構成することとしております。

第4条の関係では、委員会に委員長、副委員長をそれぞれ1名ずつ置くことと定めるものでございます。第2項では選任の方法でございますが、委員の互選により選出するというものでございます。

第5条は、会長、副会長の職務の関係を定めているものでございます。

第6条につきましては、会議の招集の関係、第7条につきましては、報告の関係でございます。小委員会の協議または調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

第8条につきましては、庶務の関係、第9条は委員の関係でございます。

附則におきまして、この要綱は平成16年7月23日、本日から施行するものと定めているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（内田会長）

議案の説明が終わりました。運営要綱（案）について、皆さん方に何かご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認め、議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱については、原案どおり決定をいたしたいと思います。

それでは、ただいま決定をいたしました議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱第3条の規定に基づきまして、各町から3名ずつの委員を会長は指名をさせていただきたいと存じます。

なお、小委員会委員の指名については、小委員会設置規程第3条の規定に基づきまして、協議会の会長が指名することになっているところでございます。

それでは、各町ごとに指名をいたしたいと存じます。

まず、大成町からは花田副会長と高畑委員、濱口委員の3名をお願いいたします。瀬棚町からは平田副会長、桜井委員、工藤委員の3名でございます。北檜山町からは私、内田と酒井委員、中島委員の9名と檜山支庁地域政策部長の小田委員をそれぞれ指名をさせていただきたいと存じます。どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

議案第2号 檜山北部3町合併協議会運営申し合わせ事項の一部変更について

(内田会長)

続いて、日程第5、議案第2号 檜山北部3町合併協議会運営申し合わせ事項の一部変更についてを議題といたします。

事務局より議案の内容説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、7ページでございます。議案第2号 檜山北部3町合併協議会運営申し合わせ事項の一部変更についてでございます。

檜山北部3町合併協議会運営申し合わせ事項における会議の定例開催日について、下記のとおり一部変更するものでございます。

記、変更前は毎月第2、第4の金曜日を決めておりましたが、これを毎月第4の金曜日と、これにいたしたいということで、月2回から月1回に改めたいということでございます。この変更理由でございますが、今後の8月以降でございますが、協議項目であります各種事務事業の取扱い、それから新町建設計画策定などの調整などにつきまして、小委員会または専門委員会等において今調整、検討時間が十分これから必要とされております。そのために毎月2回開催の協議会を月1回に改めまして、合併協議会の運営を進めてまいりたいということでございます。

平成16年7月23日提出、檜山北部3町合併協議会会長でございます。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま議案の説明が終わりました。会議の定例開催日についてでございます。8月から各小委員会、あるいはまた幹事会、専門部会等が行われる各種事務事業の取扱いや新町建設計画の調整内容などに相当時間を要するというふうに思われるわけでございます。月2回のペースでは協議項目の提案が間に合わないというようなことが予想されることといたしまして、この機会に運営申し合わせ事項となっております協議会の開催日を第2、第4金曜日の月2回から第4金曜日の月1回に変更することにいたしまして、協議会運営の整備を図ってまいりたいということでございます。

このように進めるについて、今の内容について何か皆さん方のご意見があれば、賜りたいと存じます。

(濱口勝利委員)

一部変更をこれ月1回になりますけれども、こういう結果でいって、これからの全体スケジュールの中で狂いが生じないのかどうか、これだけ確認させてください。

(道高事務局長)

4月、5月、月2回ペースでやってまいりました。大体協議項目として22項目あります。このうち、大体今までの中で承認が11項目で継続7項目と、あとこれからの大きい先ほど言いました各種事務事業や新町建設計画がございます。これらがありますけれども、大体6割ぐらい協議項目が進んでいるのかなと思っています。これも先ほど申し上げましたように、これから協議項目として出す議案、資料関係が、なかなかこれからそろっていかないだろうということが予想されます。そして、小委員会の回数がこれからふえてくるわけでございます。委員さんにはそちらの方に時間が費やされるだろうということでございまして、できれば議案がたまった都度、2件か3件でなくて5件も6件もありましたら、そういうペースで協議会の中で協議をお願いしたいなというふうに思っております。これから毎月1回のペースで間に合わないとした場合には、これは必要に応じて変更可ということになっておりますから、それはまた協議会にお諮りいたしまして、開催についてお願いしてまいりたいなというふうに思っております。現在のところ、そういうような月1回のペースにしてどうかということでございます。

以上でございます。

(内田会長)

濱口委員、よろしいでしょうか。

(濱口勝利委員)

全体スケジュールの中でおくれなど発生しないということだけ確認しておきたい。

(道高事務局長)

そのように、おくれないように事務局、そしてまた専門部会、これからいろんな面で小委員会もありますけれども、ひとつご協力のほど、そっちの方の調整が間に合いませんと協議会上がってまいりませんので、事務局としましては何とか先ほど言いましたスケジュールのとおり進めさせていければなというふうに思っております。

以上でございます。

(内田会長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(奥村委員)

実は案内もらったときに、この議案第2号を見まして、この重要なときに、重要な協議の中で、減らすということは後退されると、そういうふうに私取りまして、このことに疑義を持っていました。今、事務局から説明あった中で、それから濱口委員から質問あったように、スケジュール的にも間に合う、あるいは月1回の協議で十分協議会の機能が果たせると、こういうことなので、これは理解したとしても、それぞれの町の中で議員がつくる合併問題特別委員会等もございまして、その都度、委員会の中で説明できる、小委員会で何をやっているのか合併の委員がわからないようでは、1カ月後でなければ報告なかったということになりますので、その辺はひとつ連絡を密にして、いつでも各町の中でその経過がわかるようなことをひとつ手順として、手続としてやってほしいなと、そう思います。

(内田会長)

先ほどこれは説明をいたしましたけれども、いわゆる本当に協議会だけであれば、2回のペースということが、これはいいのですけれども、先ほど話がありましたように、いわゆるその中に幹事会あるいはまた専門部会、それとまた小委員会、今回一つできるわけですから、そういうスケジュールがその間に、毎月の中に入れるということになると、相当やっぱりスケジュール上で非常に日程を設定するのが大変だということの中から、この協議会を1回にし、その中にそれぞれ幹事会、専門部会、小委員会をやはり組まなければならないというようなことでございますので、そうした中でいわゆる一部変更ということでございますので、今奥村委員から言われましたとおりに、その決定した部分については、即それぞれ各町の皆さん方にすぐ報告するような、そういうことも当然やっていかなければならないというふうに思っております。

その中で今回の変更についての理由としては、そういう理由でございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、再度お諮りをいたしますけれども、この変更につきましてご承認をいただけるでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、一部変更につきまして原案のとおり決定をさせていただきたいと存じます。

協議第14号 町・字の区域、名称の取扱いについて

(内田会長)

それでは、日程第6、協議第14号 町・字の区域、名称の取扱いについてを議題といたします。
事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第14号 町・字の区域、名称の取扱いについて(協定項目14)。

町・字の区域、名称の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年7月23日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第14号 町・字の区域、名称の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の9ページをお開き願います。

合併の際に、町・字の区域の設定、廃止、区域の変更、名称の報告を行う場合は、地方自治法第260条の規定による手続を行わなければなりません。通常は市町村長の提案、市町村議会の議決、知事への届出、知事の告示、効力発生となりますが、この手続には新町において行うべきものであることから、この手続どおりに行うと合併と同時に施行させることができず、住民に多大な影響を及ぼすこととなります。このため、合併時の実際の手続は、合併の日に町長職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた上で専決処分を行い、同日付で知事へ届出をいたします。効力発生要件となります知事の告示は、事前に道の担当部局と十分な連携をとった上で合併の日付で行っていただきます。最終的には新町長のもと、新町の初議会で専決処分の承認を求めることとなります。

字につきましては、市町村の区画単位でございます。字の下につけられております地名は、地域特定のための名称にすぎませんが、その地域と全く無関係につけられたものではございません。その地域の地理的特色、社会・経済的特色、生活様式等をもとにしてつけられたものでございます。歴史的、文化的意義を有するものも少なくございません。その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合もございます。過去の合併事例では、合併時の混乱を避けるために字名の変更は必要最小限度にとどめ、できる限り従来名称をそのまま使用する取扱いとしていただいております。ただし、合併関係市町村間で同一または類似の字が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなりますので、重複部分についてのみ変更する取扱いがされているところでございます。

当協議会では、合併特例区を設置することとしておりますので、新町名の後に新たに合併特例区の名称をつけなければならないこととなります。この場合、字名で同じものがあっても、特例区の名称で住居表示上は区分ができますので、現行どおりそのまま使用することとなります。

議案の10ページをお開き願います。3町の字名の一覧でございます。波線を引いている箇所が字

名として重複しているところがございます。瀬棚町、北檜山町が同じ字名の共和を用いております。

次に、議案の12ページをお開き願います。資料の中段に合併特例区設置による住居表示の考え方を掲載させていただきました。1は合併特例区の名称に区を付与した場合の参考例でございます。旧町名を用いて区の名称とすることも可能です。また、字を使用しないこともできます。例題をごらんいただきますと、〇〇町大成区字都となっております。例の2では〇〇町大成区都ということで字名を取ることも可能でございます。

2の合併特例区の名称を任意に付与した場合は、名称を自由につけることもできます。新町名プラス北檜山など旧町名に区という漢字をつけないことも可能でございます。また、上段の1と同様に字を使用しないこともできます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

説明が終わりました。町・字の区域、名称の取扱いについての調整内容につきましては、任意協議会では協議を行っておりませんので、協議会で調整をいたしたいと存じます。

この調整内容のたたき台であります。先ほど事務局から説明をいたしました12ページの調整内容の例示にもありましたが、幹事会の方でこの調整内容案について検討しておりますので、その調整案をたたき台として、よろしければ各委員に配付をして協議を取り進めてまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、事務局から配付をいたさせます。

それでは、幹事会で検討いたしました調整案について、事務局から朗読をしていただきます。

(山内町づくり推進係長)

町・字の区域、名称の取扱いについて。

調整の内容案。1、合併特例区の名称は旧町の名称を用い、次のとおりとする。大成町は大成区、瀬棚町は瀬棚区、北檜山町は北檜山区とする。

2、大成町、瀬棚町及び北檜山町の区域内の字の区域については現行のとおりとする。

3、字の名称については、現行の名称から字を削除した名称に変更する。

以上でございます。

(内田会長)

それでは、内容の説明が終わりましたがけれども、これに対して何か皆さん方のご意見ございますでしょうか。

再度申し上げます。特例区の名称は旧町の名称を用いて次のとおりとするということでございます。大成町は大成区、瀬棚町は瀬棚区、北檜山町北檜山区とする。2番目といたしまして、大成町、瀬棚町及び北檜山町の区域内の字の区域については現行どおりとする。3番目は、字の名称については現行の名称から字を削除した名称に変更する、この3点でございます。これについて皆さん方のご意見を賜りたいと存じます。

(柳田委員)

この調整内容の案の1、2、3からどれかをとということなのですね。違うのですか、どうなのですか、ちょっとそれ聞きたいのですが。

(成田事務局次長)

ただいまのご質問でございますけれども、1につきましては、あくまでも合併特例区の名称についての表示でございますので、合併特例区の名称をどうするかという考え方でございます。それで、大成町は例えば合併特例区の名称を大成区、瀬棚町は瀬棚区、北檜山町は北檜山区とするということで、新町の名称プラス区の名称がつきます。

それで、2につきましては、字の区域です。今それぞれ例えば瀬棚町さんであれば、本町1区とか2区とかでございます。それぞれの区域がございます。その区域については現行のとおり、今の区域を変えませんよというようなことをここでうたっております。

3の名称につきましては、例えば大成町は字都とありますけれども、この字を取ってしまいますよ。というのは、合併特例区の名称がございますので、大成区字都よりも大成区都というような表現に変えましょうというような考え方でつくってございます。

以上でございます。

(平田副会長)

私、立場上ちょっとわからないのだけれども、ここでこの字名を従来の瀬棚であれば本町1区から2区とかというふうに、この場で決めてしまうと、実はこのことはまちの中で議論していない項目なものですから、例えば私のまちは字地名改正を大分前にやっているのです。今、本町1区、2区、3区とかというのを余り喜んでいない方もいて、昔のいわゆる改正前の瀬棚であれば本町1区は何会津とか、南会津だとか西会津だとかそれに戻せという意見もないわけではないです。ですから、そういった協議をこれから町内の方々と1回議論したいと思っています。その辺で、ここで決めてしまわないで何とか継続的にこれを、多少変更ができるような時間をいただきたいと思うのですが。

(内田会長)

ただいま平田副会長の方から、ここでこれを決定しないで、継続協議ということで少し時間を要してもらいたいというような、そういうご意見がございましたけれども、いかがでしょうか。どう

ですか。

(花田副会長)

瀬棚さんの事情も確かに理解はできますし、恐らくそれは合併前に住所表示のいろんなこういう葛藤があるのだろうと。私、大成についてこの合併問題の住民の説明の中では、やはり合併後にそこにこぎつけたとして、やっぱりふるさと感というものを大事にしていきたいというのが大成の声でありましただけに、基本的にこういう形ということの中で、それぞれ事情のものについてはそれぞれ手続があるでしょうから、そういう形の中での一つ基本的な考え方の決定はいかなものかなと、いいんじゃないかなと、こう思うのですけれども、一つの意見としてそのように申し上げておく。

(内田会長)

ここで決めてもいいんでないかということですね。基本的に……。

今ちょっと意見が……。ここでちょっと休憩をとりたいと思います。

(休憩)

(午後2時26分)

(再開)

(午後2時35分)

(内田会長)

それでは、再開いたします。

それでは、調整内容について原案とおりとし、追加として、字の名称につきましては、3町において改称する場合は合併申請時までに調整をするということで、ひとつ決めたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、改めてここで10分間休憩をいたしたいと思います。

(休憩)

(午後2時36分)

(再開)

(午後2時44分)

(内田会長)

休憩を解き再開をいたします。

協議第18号 使用料、手数料の取扱いについて

(内田会長)

続いて日程第7、協議第18号 使用料、手数料の取扱いについてを議題といたします。
事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

(成田事務局次長)

協議第18号 使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目18)。

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年7月23日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第18号 使用料、手数料等の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の14ページをお開き願います。手数料につきましては、14ページから15ページまで主なものを掲載させていただきました。手数料につきましては、各種証明書の交付や申請に伴うものなど多くの種類がございます。地方自治法第227条の規定におきまして、「地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴することができる」と定められております。手数料に関する事項は、地方自治法第228条の規定により、これは条例で定めなければなりません。また、全国的に統一して定めることが必要と認められるものにつきましては、政令で定める金額を標準として条例で定めることとされているところがございます。住民基本台帳、印鑑などの手数料は住民サービスにかかわる事項でございますので、住民サービスに支障がないよう合併時まで調整が必要となります。

議案の16ページをお開き願います。こちらの方につきましては、16ページから19ページまでに占用料の主なものを掲載させていただきました。占用料は公共用地への工作物などの設置、河川への発電施設設置、土砂砕石の採取、漁港用地への工作物の設置など、各町において占用料として徴収しておりますが、占用料に差がございますので合併時まで調整が必要となります。

議案の19ページをお開き願います。使用料につきましては、19ページから25ページまで主なものを掲載させていただきました。使用料は地方自治法第225条の規定におきまして、「地方公共団体は、行政財産の使用または公の施設の利用につき、使用料を徴することができる」と定められております。使用料に関する事項は手数料と同様に、地方自治法第228条の規定により条例で定めなければなりません。また、全国的に統一して定めることが必要と認められるものにつきましては、政令で定める金額を標準として条例で定めることとされております。各施設の使用料はその建設年度や規模、設備、維持管理費などを勘案しながら、住民が受けるサービスの度合い、程度に応じて定められておりますので、合併時まで一律に使用料を統一することは、負担公平の観点からいって、かえって妥当性を欠くこととなりかねませんことに留意する必要があります。

なお、サービスの程度、内容が同一、類似する施設の使用料につきましては、可能な限り合併時まで調整することも必要となります。

議案の26ページをお開き願います。町営住宅家賃を1LDKから3LDKに分類し、月額の家賃を掲載させていただきました。家賃の算定は入居世帯全員の収入に応じた家賃算定基礎額に住宅の規模、立地条件、建設年数などを加味し、決定されますので、住宅ごとに月額家賃が異なることと

なります。家賃のほかに敷金、浄化槽使用料、駐車場料金などの料金を設定している住宅もございます。使用料、手数料、家賃などにつきましては、住民が直接負担するものでありますので、新町における住民の一体性の確保を図りながら、金額や種類に応じて住民に不公平感を与えないよう十分配慮しながら、格差を生じないように合併時まで調整することが必要となります。

議案の27ページをお開き願います。資料の中段でございます調整の内容（例示）の枠外の下の方でございます。こちらの方に、使用料、手数料等の取扱いで協議する以外のものを掲載しております。（1）が（5）まで5項目がございます。これらの使用料、手数料などにつきましては、それぞれ協定項目が個別に設定されておりますので、協定項目ごとに区分して使用料、手数料の取扱いをご協議いただくこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

（内田会長）

説明が終わりました。使用料、手数料等の取扱いについての調整内容につきましては、任意協議会では協議を行っておりませんので、この協議会で調整してまいりたいと存じます。

この調整内容についてであります。先ほど事務局から説明をいたしました27ページの調整内容の例示にありましたが、幹事会の方でこの調整案を検討しておりますので、この件もまた、たたき台として、この調整案を各委員に配付をいたしまして協議を取り進めてまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

それでは、ただいま幹事会からの調整案の内容を皆さん方に配付いたしました。この内容につきまして事務局から朗読をいたさせます。

（山内町づくり推進係長）

使用料、手数料等の取扱いについて、調整の内容案。

使用料、手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。

1、手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し、負担公平の原則により合併時に統一する。

2、占用料については、合併時に統一する。ただし、合併日前日までの間に許可されたものについては、当該期間満了日までに占用料は旧町の例による。

3、町営住宅の家賃については、合併後も当分の間現行のとおりとし、合併後に調整する。

4、各種施設の使用料及び入浴料金については、原則として現行のとおりとし、合併後に調整する。

以上です。

(内田会長)

以上、使用料、手数料等の取扱いについて、今事務局の方から説明がありました。この案件についていかがでしょう。

(大野委員)

この取扱いについては、現行の調整の内容で私は理解しております。その中でこの種のもは、住民サービスにかかわることですから、使用料や手数料は基本的には料金の低い方に合わせてほしいなということでございます。何分にも「住民の負担に配慮し」と書いてありますから、この字句を、私前段に言ったことをやってほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(内田会長)

ほかにございませんでしょうか。

(柳田委員)

調整の内容の中に合併後に調整するというものもあります。私、よく考えてみれば、合併ということを考えるならば、合併後に調整するというのは、ちょっと私、ひっかかるのです。なぜならば、やっぱりそのものによって旧町より安くなるものもあるかもしれない。高くなるものもあるかもしれません。しかし、そこはお互いに調整し合って、合併するというその合併の効果といえば余りにも大げさかもわかりませんが、やっぱりそれが合併ではないのかなというような気がするのです。合併後調整するということは、果たしてこれがいつやるのか、いつどうするのかわかりませんが、これは僕自身、取り越し苦労かもしれませんが、至難のわざだと思えます。なかなかいつどうするかということについては、だから、やはり合併に向かって調整するのだということではいけいけではないかなと思うのです。

例えばこの中で一つ、二つ申し上げるならば、14ページの税にしても、住宅家屋証明申請手数料、北檜山町が300円で大成町が2,100円、そして瀬棚が1,300円というふうになっています。しかし、これだってやはり調整の仕方によっては、1,000円になるのか1,100円になるのか別にしましても、それが僕は合併だと思うのです。それを後で調整するというに果たしてなるのかなという気がしますので、このことについて皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

(成田事務局次長)

調整の内容をまずごらんいただきたいと思えますけれども、基本的な考え方についてちょっとご説明をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、手数料でございます。1に手数料についてはということで、こちらの方は合併時に統一となっております。これは当然住民サービスの部分でございますので、これは事務的なレベルで十分調整可能だということでございます。先ほど大野委員さんからもございましたとおり、なる

べく負担の少ない方というようなことをございますので、その旨は専門部会に重々連絡をとりまして、調整を今後していきたいと考えております。ということで、この部分については、合併時までです。

次に、占用料についても、これはどちらかといえば工作物の設置ですから、業者さんが一時的に工事とかで建てるものも多かったり、あと電柱とかございますので、こういうものにつきましては合併時に統一しますけれども、あくまで契約は旧町で契約して、17年9月以降も契約がある場合がございます。そういう場合については旧町の例によってやりますよと。ただし、新しい町になったときは新しい町と契約しますので、そのときは新しい町の占用料を適用させていくというような考え方でございます。

次に、3番目の町営住宅の家賃でございますけれども、こちらが合併後に調整になっています。こちらの方は合併前に調整しようにも、それぞれ住宅の質がございます。建築年数も違えば、それぞれ大きさも違います。それと立地条件も違います。役場に近いところもあれば遠いところもございます。それを一つにまとめて固めて、では調整が可能かという、これは無理なことをございます。それでここで言っている合併後に調整というのは、あくまでも住宅家賃の算定の基礎でございます国の基準がございます。これは何年かに一遍改正になります。そのときにもう一度見直しを図りましょうという意味で、合併後に調整するというような形で表現をさせていただいたところをございます。

それと、各施設の使用料、入浴料については、これは合併時は原則として現行のとおりにしますよと。ただし、こういうものにつきましては、3年なり5年なりの経過を踏まえた上で、実際にはその金額が正しいのか、もう一度再評価をしながら見直しを図りましょうというようなことをございます。以上の考え方で調整をさせていただいたところをございます。

(柳田委員)

たまたま私の例に引き出したのがいけなかったようで、住宅のことをいえばもっとよかったのかと思っておりますけれども、確かにそれは建てた年代も違いうだろうし、それはその場所とか条件とかいろいろありましようけれども、これ例えば下限が非常に高く、上限が安いという住宅だっていっぱいあるわけです。こういうところの調整などというのは、僕はそういう難しいことを考えなくてもできるのではないのかなという、素人考えですけども、できるのです。近づけるといことぐらひはできるのではないのかなと思うのですよ。その見直しのときまでということではなくて。そういう努力が必要なのではないのかなと思うのです。だから聞いているわけで、例えば瀬棚の場合は、例えば2LDKで下が1万9,300円、一番上が5万6,200円でしょう。北檜山、下が2万3,700円と高いのだけれども、上が3万9,300円と安い。そういうものの調整というのは、手がけたら何かのきっかけがあつてできるのではないかなという気がするから聞いているわけで、そういうこともやはり合併後に調整という、あくまでもそこに全部を一つにして持っていけないといけないのかなという気がしたものですから、そこを聞きたかったのです。

(成田事務局次長)

実は住宅家賃の算定には、国の補助金なりが入っているわけです。その国の補助金の基準もそれぞれ建設年度によっても違います。また大きさによっても違うのです。ということは、家賃を算定するには、その国の補助金を引いた残りの金額でやるわけですから、そう簡単に調整するということではできません。またそれと、土地の値段も当然違ってきます。例えば、大成町の中心地と北檜山町の中心地では当然土地の地価が違います。そういうことも加味していけば、なかなかこれは調整するというのは無理なことだと思いますので、これを合併時まで調整するというのは、非常に困難だということでご理解を願えればなと思います。

(内田会長)

どうぞ。

(高畑委員)

今、この手数料、占用料、また住宅家賃とかと絡んでの質問なり答弁があるのですが、これは今事務局が言われたような、住宅関係は全然これからやはり密な一つの課題ですから、そのものによって、今ここでどうせこうせといても、結論出る一つの分野ではないから、まず1点、2点、3点目の使用料、手数料、占用料ですか、これらの問題は、大野委員も言われたように、やはり住民の期待、そして合併というのは、やはり住民が、町民が少しでも生きがいのある一つの施策を講じたいと、このような念願しているものですから、その辺をひとつ考えながら、この金額の内容を見ると、3町の大きなアンバランスはないとしても、多少のバランスが崩れているのも確かです。これらをやはり総合的に見直して、やはり住民の負託にこたえたいと、このような一つの考え方を強くして調整に入ってもらいたいと、このように希望しておきます。

(内田会長)

今、それぞれご意見いただきました。町民の方々も本当にこうしたどうなるのかという一番関心の持っているところだと思いますので、先ほどから委員の皆さん方から言われておりますように、早く決めるものは早く決定をして、そして住民の皆さん方に理解をしていただくと。ただし、今言ったように、住宅の問題につきましては、それぞれ先ほど言ったような事情がございますので、それらについては、合併後といえどもこれもなるべく早く一定の調整を図るようということ、そういうような進め方でいったらどうかというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、いろいろこの件につきましてご議論をいただきました。それぞれ皆さん方からいただ

きましたそのご議論を十分参考にさせていただきながら、こうした手数料の問題につきまして、早く統一をするようにしたいというふうに、なおまた、住宅の件につきましても、合併後ということでございますけれども、なるべく早く合併後も調整をしていきたいというふうなことで、原案の調整内容どおり、ご承認いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

協議第19号 補助金、交付金等の取扱いについて

(内田会長)

それでは続きまして、日程第8、協議第19号 補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第19号 補助金、交付金等の取扱いについて(協定項目19)

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年7月23日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第19号 補助金、交付金等の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の30ページをお開き願います。

1の留意事項をごらん願います。合併に当たっては従来からの経緯や実情を踏まえ、合併後の財政状況に配慮しながら、補助金、交付金等の公益上の必要性を確認した上で再検討をしておかなければなりません。合併協議会の場で一つずつ具体的な補助金等について検討していくことは、その数の多さから時間的にも困難であるとしても、その一般的な取扱いの方針を確認することが必要とされているところでございます。

一般的な取扱いとしましては、合併を機会に補助金または補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったものや目的を達したものは廃止し、必要があるもののうち、合併関係市町村で同一、同種の団体、または事業に対し補助している場合には、補助金、補助制度を統一、というようなこととさせていただきます。合併関係市町村において、それぞれの特殊事情により補助しているものは、新町における均衡を考えて調整するなどの方がでございます。

3の関係法令、右下になります。関係法令には、補助金に関する根拠法令を掲載いたしました。地方自治法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができることと定められているところでございます。

31ページから38ページにかけましては、平成16年度当初、予算計上分として各町が各種団体などの運営に対しまして交付をしております補助金、交付金などの主なものにつきまして、類似するものを横並びに掲載しているものでございます。後ほどお目通しを願います。

3町におきましては、地域の振興発展を図るため、施策の一環として各種団体なりに対する財政

的な支援あるいは奨励的な補助、育成にかかる補助などを行っております。これらの補助金、交付金につきましては、それぞれのまちの歴史や文化、社会的な諸条件が異なっておりますので、必ずしも画一的なものではございません。さらには補助金等交付の基準となる条例規則、要綱等につきましても、各町相違がございます。新町における補助金、交付金等の取扱いにつきましては、従来からの経緯、実情を勘案するとともに、公共的必要性、有効性、公共性の観点、さらには財政状況にも配慮しながら基本的な方針について調整していただくこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

説明が終わりました。この補助金、交付金の取扱いにつきましても、任意協議会で協議を行っておりません。この協議の場で一般的な方針についての調整内容を協議をしていただきたいと存じます。

この調整内容につきましては、幹事会の方で調整案を検討しておりますので、皆さんがよろしければその調整案をたたき台として協議に入らせていただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、事務局から調整案を配付をいたさせます。

それでは、ただいまお手元に配付をいたしました補助金、交付金等の取扱いについて、幹事会で調整をいたしましたその内容を事務局から朗読をいたさせます。

(山内町づくり推進係長)

補助金、交付金等の取扱いについて、調整の内容案。

補助金、交付金等の取扱いについては、公共的必要性、事業目的、事業効果、従来からの経緯、実情等を勘案し、次のとおり調整するものとする。

(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

(2) 各町独自の補助金等については、制度の経緯、活動内容等を踏まえ、新町全体の均衡を保つよう調整する。

(3) 整理統合できる補助金等については、関係団体等の理解を得ながら、活動内容、実績等を精査し、調整する。

以上です。

(内田会長)

ただいま3点について事務局から説明がありました。

補助金、交付金の取扱いでございますけれども、まず1点目は、同一あるいは同じ種類の補助金等については、関係団体長の理解と協力を得て統一の方法で調整をしていきたいということでございます。

2点目といたしましては、各町独自の補助金等については、制度の経緯、それからまた活動の内容等を踏まえて、新町全体の均衡を保つように調整をしていきたいということでございます。

三つ目といたしましては、整理統合できる補助金等については、関係団体等の理解を得ながら、活動内容の実績等を精査しながら調整をしてみたいという、この3点でございます。

この件について何かご意見ございますでしょうか。

(柳田委員)

(3)なのでございますけれども、整理統合できる補助金等については、関係団体等の理解を得ながらということがありますけれども、この整理統合できる補助金については、活動内容、実績等を精査して調整するというだけでいいのではないのかと思います。関係団体等というということは必要あるのですか。「関係団体等の理解を得ながら」という、この一文が要るのですか。

(成田事務局次長)

関係団体との理解と協力を得て統一の方向で調整するということでございます。当然、関係団体といえますいろいろな団体がございますけれども、それらの団体のやはり理解を得ないで、勝手に、新町になりました、では補助金を削りますとか、そういうようなお話には絶対なっていないと思うのですよ。当然、関係団体とお話して、では団体運営に支障のない範囲はどれくらいのですか、補助金はこれくらいでよろしいですかと、そういうふうなことをやっていかないとやりますと、それこそ3町それぞれ独自の団体もございますので、いろいろと問題が必ず出てくると思うのです。ですから、やはり我々新しい町側のスタンスとすれば、十分に関係団体と協力、連携を図りながら、そういう補助金についても協議していくというのが私は原則だと考えて表示をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(柳田委員)

わかります。この先進事例を見て、私の今までの思いと一緒にだと思っていたので、たまたまお聞きしただけで、この中でやっぱり整理統合できる補助金については統合するよう調整すると、こういうことになっているのですね、先進地では。

それでまたもう一つは、整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整するという一文もあります。そしてまた、整理統合できる補助金等については、統合、廃止の方向とするという一文もあります。僕の考えと合っているものですから、たまたま必要あるのかなというふうにお聞きしたわけで、何で団体等に対してお伺いを立てながら補助金をとということになるのかどう

か、その辺がちょっと疑問だったものですから。

(内田会長)

いいですか。これについては柳田委員も、瀬棚町でもそれぞれ活動を続けておられる団体があると思うのですよ。各町そうですけれども。この目的というのは、やはり同じような団体がそれぞれ各町にありますから、それについては何とか統合できるものは統合したらどうだというようなことなのですね。それはやはり、ただ一方的に、その人たちの理解を得ないで、こうだよということはちょっといかなものかなと。そういうことでございますので、まずそうした面も各団体の方々に理解を求めて、それで私どもの方も、合併協議会というのは各町内会の会長さん等も集まっていたいて協議をしているので、その中でも出るわけですよ。では、大体うちの方のそうした老人クラブであるとか婦人会だとかといろいろ会合がありますよね。そういう団体というのは将来どうなってくるのだというような、そういう質問もまたございますので、それらについては、統合できるものは統合していただいて、一つの大きな組織にさせていただいて活躍していただきたいと。それらについては、これは当然一方的にこちらの方で、こうだよという押しつけでなくして、それらについてはそれぞれの団体の皆さんと協議をして、いろいろ理解を得た上でそうした方法に向かってまいりますというようなことを言ってありますが、そういう意味でございますので。

(柳田委員)

あえて弁明させていただきます。この調整とありますので、僕はあえてそれにこだわったわけで、決して僕は団体等の理解を得なくてもやった方がいいんじゃないのということは申しておりません。調整をすると言っておいて、また理解を得るということは、二つ重ねではないのかなと思うような気もあったものですから話ただけで.....。

(内田会長)

この文言についてちょっとあるようですけれども、これらについてはそういう意味でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

そのほかに。

(高畑委員)

今、補助金と交付金の課題なのですが、この適用する時期、いつごろから適用されるというような見通し、方向性は、もし承知してありましたらお知らせください。

(成田事務局次長)

これは合併の時期にも非常にかかわる問題でございまして、実は今、当協議会で合併の時期というのは平成17年の9月ということでございます。9月に合併するということは、旧町の予算と新町の予算がございまして、恐らく合併年度は旧町の補助をそのまま適用するしか方法がないのではない

かというのが、今現在専門部会での見解でございます。そうすると、その合併年度については、旧町のままそれぞれの団体に補助しますけれども、新年度予算が始まるのが9月から11月でございます。18年度予算でございます。その時期までに各団体と合併後に調整していかないと、新しい新年度予算がなかなか組みづらいというようなことが考えられます。時期とすればその時期だということでご理解をお願いしたいと思います。

(内田会長)

よろしいですか。

(真柄委員)

私も今の高畑委員と同じ形の中で、これは町民にしてみると、ある意味でこの補助金、交付金の適正な配置というの、合併する上での大変期待されている部分でございますので、これは各町の、決して必要がないのに出しているということにはなりませんけれども、いかに効率的に補助金のきちっとした施策をするかということは、これは新町にとって大変大事なことだと思いますので、私一つ心配するのは、そういう意味の各いろんな団体を含めての調整が、先ほど高畑委員も多少日程のことを口にしましたけれども、どういう形でこれから、裏、水面下で少なくとも進めていかないと、今言われたように、合併がこれからだからこのころからやればという形にはならない部面も結構含んでいると思うので、その辺どんな形で作業を進めていく気の……、差し支えない範囲であれば、私は産業界でもなんでも話が具体的にある程度いっているのかどうか、ちょっとお聞きしておきたいですけれども。

(内田会長)

今、事務局の方から話がありましたように、これは当然、来年度、17年度については、旧町のそのままの体制で補助体制を持っていかなければならないと。そうした中では今度、新しくするためには、新しいそうした補助金、交付金については、18年度の予算編成のある、いわゆる新町合併の時期、9月、それにそうした中でひとつ新しい交付金あるいはまた補助金の取扱いについては、その18年度の中で決めていく。そういうことになりますと、やはり合併後ということになりますかね。それで、9月ですから、その前にいろいろと協議会の中でも検討していただいて、そうした中で18年度予算の中に反映できるようなそういう方法をとっていかなければならないと思いますけれども。

その内容についてまた、事務局の方から。

(成田事務局次長)

実は、各種補助団体がございますので、その団体につきましては、現在専門部会で、ではこれを統一できるものかどうなのか。また、中には統一もしづらいものもございます。それで、3町のそれぞれ担当課がございます。いろいろな課がございますけれども、それぞれの受け持ちの課にお願いしまして、今後、合併するとしたならば、それぞれの団体に打診をしておいてくださいと。統合できるの

かどうなのか、そういうふうな議論をひとつ自主的にやっていただけないかというような情報提供だけはしておいてくださいと。それで、団体が統一できる見通しがあれば、それは先ほど申した時期に補助金が統一されますし、でなければ、そのあとどうしていくかのということを、時期もございますので、一概にすべてがその時期になるというものでもございませぬ。ということで、なるべく早い段階で情報提供していくというようなことで、今作業を進めているところでございます。

以上でございます。

(奥村委員)

今、事務局の方から、早い時期に整理統合する、調整すると、こういうことなので、それはもう大変な作業だろうなというふうに思っています。これを見ても、事業の種類、数、多岐にわたっています。大変だなという思いをしています。

ただその中で、最近の新聞等で気づいたことなのですけれども、道は財政立て直しプランの発表をしましたよね。1,700億円を捻出、歳出削減をすると。その中身を見ると、高齢者、身心重度障害者あるいは特定疾患患者、この弱者にだけの助成金を削減すると、こういうふうに私はとらえているのですけれども、実はこの補助金、交付金等の中身を見ると、それなりの項目があります。恐らくストレートでそれら弱者に交付されているもの、支給されているものもありますし、町で恐らく上乘せしているものもあると思うのですけれども、ご承知のように国も道も大変な財政危機にあることは承知してございますけれども、町が今後、この整理統合あるいは調整する過程で、これを道とあわせて削減するようなことになりますと、本当に弱者、あなた方に対しては支援措置がないぞと、こういうことにもなりかねないので、これらについてはできるだけ削減しないような形で、ひとつ弱者救済、支援に当たっていただきたい。今からそのことを、作業に当たっての留意事項にしていいただきたいと、そう思います。

(成田事務局次長)

非常に難しい問題でございます。というのは、今現在行われている専門部会の課長さん方が行っている作業でございますけれども、そういう弱者救済とかという、道の基準どおりやるのであれば、これは簡単なことなのです。それに上乘せ措置となると、これは政策的な分野に入るものですから、我々事務レベルではちょっと調整をとれない部分があるのですよ。それで、こういう問題につきましては、できれば新町の議会において十分議論して、制度として確立をしていただければなというようなことで考えております。

以上でございます。

(奥村委員)

私が申し上げたのは、新町の補助金制度の中に上乘せをすれと、こういうことでなくて、今実態はわかりませぬけれども、道の単独補助、プラス町で上乘せしている部分もあるでしょうと。ところが道が、道の単独支援事業、助成事業が削減になると。今までは町も削減してきたと、こういうことで

すので、できるだけ現況の助成金については、町の歳出というのですか、助成額を下げないでいただきたい。それでなければ、道も下げます、町も下げますと、こういうことになりますと、完全に弱者切り捨てになりますと、このことを申し上げているところでございます。

(内田会長)

その件につきましては今、事務局の方からも話しましたとおり、それらについて事務局で、これはそうしますということは言えないわけですよ。それはやはりこれから、3町の町長並びにそれぞれの議会の皆さん方が、今後そうなった場合にどうしていくのかということは、これは我々行政側の問題でありますから、そうした問題に直面、今日、小田部長も来ておりますけれども、道のことについては小田部長が詳しいと思うので、それらを聞きながら、たとえそうあっても、それはやはり3町の中で十分協議をして、今奥村委員が言われたように、弱者泣かせのそうした政策だけはとらないよということだけは改めて私も痛感いたしますので、その点についてはこれからそうなったときに、先ほど言ったようにそうした3町の中できちっと話をし、新町にそれを引き継ぐというような形をとっていった方がいいのではないかと思いますので、部長さん、何その点について、今、道の削減の話がありましたけれども、何かありましたら、ひとつ。

(小田委員)

今、おっしゃった趣旨は僕は理解できますので、いずれにしても、道としても本当に何もかにも削るということではなくて、いろんな議論の中で、例えば保健・医療担当部としては最後まで頑張りたかったところだと思うのですよ。ただ、全体の中で、特に福祉部門で、絶対そういう聖域なく、手をつけたらだめということになるのかと。ほかには大幅に削ってもですね。そういう議論になりまして、今、全体の状況の中では、今まで実施してきた福祉分野などにつきましても一定程度手をつけざるを得ないということになったと聞いております。

今、お話のありましたことについては、今のこの新町の中でそういう全体の状況も踏まえて、それこそできるだけ弱者対策がおろそかにならないように配慮してほしいということですので、町の事務的な検討の中でも、あるいは議会の議論の中でも、それは私どももそうだと思いますし、そういう意見を踏まえて新しい町の中で十分配慮して決定されるべきと考えます。

(平田副会長)

今、小田委員さんの話なのだけれども、一番悪いのは北海道なので、この場になって……。

実は大成町さんは、10月施行の、乳幼児であるとか重度とか母子はもう既に議決されていると思います。私のところもせんだっての議会でやりました。ですから、北海道が切った分を、町が若干その分拡大して持っているのです。財政負担が出てきているのです。大成町さんの場合は道と同じ基準だというふうに話は伺っています。それから、北檜山町さんの場合もこれからだというふうに思っていますから、いずれにしてもことしの10月からその条例の施行をしなければいけないので、もう既にばらついているという問題があるのです。ですから、これを合併までにどう調整していくかというのは

本当に難しい問題だと思うので、一般的な団体の補助金というのと、政策上やるこういう補助というもの、いわゆる助成というものとは違っていくと思うのですね、その辺が。ですから、一つ一つの項目を見ながら、専門部会なりでたたき台をつくって調整していかざるを得ないのではないかというふうに思いますので、かなり難しい問題になるのではないかなと思っています。

(内田会長)

今、いろいろご意見をいただきましたけれども、この補助金、交付金の取扱いについての件につきまして、また皆さん方の方から何かご意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、本件につきましては、今言われたようにいろいろなご意見が出ております。これはやはり重要な問題でございますので、こうした件につきましても十分配慮しながら原案の調整内容どおり、これから取り進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

協議第20号 国民健康保険制度の取扱いについて

(内田会長)

それでは続いて、日程第9、協議第20号 国民健康保険制度の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第20号 国民健康保険制度の取扱いについて(協定項目20)

国民健康保険制度の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年7月23日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第20号、国民健康保険制度の取扱いについて事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の42ページをお開き願います。

(3) 税率につきましては、一覧表でおわかりのとおり、各町ともに差異がございます。税率の算定は、過去の医療費の実績をもとに医療費を推計し、医療費総額から国の補助金を引いた残りの額を保険税総額とするため、各町ともに税率が異なる結果となっております。3町が合併しますと、3町全体の医療費総額を推計し、新たにその医療費に見合う税率を定めるか、または格差が大き

平準化が困難な場合は、合併特例法第10条の規定により、5年以内で不均一課税をすることも可能でございます。税率の算定は、制度改正や高齢者の増加に伴う医療費の増大などを見越した上で適正な負担となるように調整することも必要となります。保険税の賦課方式は、3町ともに所得割、資産割、均等割、平等割の4方式と言われる形をとっております。

(4) 課税限度額につきましては、医療保険分が53万円、介護保険分が8万円と、3町ともに同一となっております。

(5) 賦課期日につきましては4月1日と、3町ともに同一となっております。

(6) 納期につきましては、大成町が7期、瀬棚町が8期、北檜山町が6期と差異がございます。議案の43ページをお開き願います。

(7) 保険税の軽減につきましては、低所得者に対する軽減措置でございます。所得の状況に応じて軽減することとされており、現状といたしましては、応益割、応益割というのは、均等割と平等割を足したものでございますけれども、こちらの軽減措置としまして7割軽減、5割軽減、2割軽減の3段階方式で3町ともに対応しているところでございます。

議案の44ページになります。

(8) 保健事業につきましては、3町ともに各種検診に対しまして検診費用の一部助成を行っております。助成対象検診事業に差異がございますので、調整が必要となります。

(9) 出産育児一時金につきましては、3町ともに同一の30円となっております。

(10) 葬祭費につきましては、大成町が3万5,000円、瀬棚町と北檜山町は3万円と金額に差異がございます。

(11) 高額療養費貸付事業につきましては、3町ともに北海道国民健康保険団体連合会に加入しておりますので、国保連合会が行う高額療養費貸付制度による医療費の貸し付けを受けることができますが、道南の多くの病院が対応しております委任払いによる取扱いで対応しているところから、今のところ実績はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

ただいま説明が終わりました。

この国民健康保険制度の取扱いについての調整内容につきましては、この協議会の場で調整内容を決定をしまいたいと存じます。

調整内容の原案についてでございますが、任意協議会ではこの件につきましては一切論じておりませんので、たたき台といたしまして、保健福祉専門部会並びに幹事会で検討されました調整案を皆さん方に配付をいたしまして協議に入らせていただきたいと思います存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、事務局から配付をいたさせます。

それでは、お手元にただいま配付をいたしました国民健康保険制度の調整内容案につきまして、事務局から朗読をしていただきます。

(山内町づくり推進係長)

国民健康保険制度の取扱いについて、調整の内容案。

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1、健康保険税率については合併年度は現行のとおりとし、翌年度課税分から統一の上、課税する。
 - 2、国民健康保険税の課税限度額については3町に差異がないため、現行のとおり53万円とする。
 - 3、国民健康保険税の介護納付金の課税限度額については、現行のとおり8万円とする。
 - 4、国民健康保険税の賦課期日については4月1日とする。
 - 5、国民健康保険税の納期については7期とし、6月課税で12月までの納期とする。
 - 6、国民健康保険税の応能・応益割合については、一般被保険者分をおおむね50対50とし、軽減割合7割、5割、2割を適用させる。
 - 7、介護保険分については、介護納付金を確保するため、賦課割合は調整するものとする。
 - 8、国民健康保険事業財政調整基金については、新町に引き継ぎ、統合するものとする。
 - 9、出産育児一時金については3町に差異がないため、現行のとおり30万円とする。
 - 10、葬祭費については、北檜山町・瀬棚町の例により、3万円とする。
 - 11、各種検診助成事業については、合併後に調整する。
 - 12、高額療養費貸付事業については、現行のとおりとする。
- 以上です。

(内田会長)

ただいま説明をいたしましたのが、先般の保健福祉専門部会並びに幹事会で検討された内容でございます。

この内容につきまして、決定してよろしいかどうか、皆さん方のご意見をいただきたいと存じます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしということでございますので、この取扱いにつきましては調整内容案のとおり決定をいたします。

協議第21 - 9号 病院及び診療所事業の取扱いについて

(内田会長)

それでは、いよいよ最後の項目でございますけれども、日程第10、協議第21 - 9号 病院及び診療所事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第21 - 9号、病院及び診療所事業の取扱いについて(協定項目21 - 9)。

病院及び診療所事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、病院及び診療所事業の取扱い。

調整の内容。病院及び診療所については、現行どおり新町に引き継ぐ。

なお、病院については、利用実態や地域人口を勘案し、財政規模に見合った運営方法等について必要な時期に見直しを図るものとする。

病院及び診療所の使用料・手数料については、合併時に統一する。

平成16年7月23日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21 - 9号、病院及び診療所事業の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。

議案の54ページをお開き願います。各町の病院・診療所の施設状況を掲載させていただきました。

大成町国保病院は昭和40年に開設され、一般病床数32床を有し、医師2名体制で診療を行っております。医師を含めた正職員数は21名、臨時職員数は15名の計36名となっております。

瀬棚町国民健康保険医科診療所は平成11年に開設され、一般病床数16床を有し、医師2名体制で診療を行っております。医師を含めた正職員数は20名、臨時職員数は6名の計26名となっております。医科診療所に併設されております瀬棚町国民健康保険歯科診療所は昭和46年に開設され、歯科医師1名体制で診療を行っております。医師を含めた正職員数は2名、臨時職員数は3名の計5名となっております。

北檜山町国民健康保険病院は昭和32年に開設され、一般病床数60床、療養型病床数39床の計99床を有し、医師3名、歯科医師1名体制で診療を行っております。医師を含めた正職員数は43名、臨時職員数は18名の計61名となっております。

議案の55ページをお開き願います。施設の診療状況を、平成14年度決算数値で掲載をさせていただきました。

入院の状況につきましては、大成町が476件、1日当たりの入院患者数は12人となっております。瀬棚町は221件、1日当たり入院患者数7.6人となっております。北檜山町は921件、1日当たり入院患者数は45.9人となっております。

外来はと申しますと、大成町は1万731件、延べ人数で2万4,048人となっております。瀬棚町は1万1,256件、延べの外来日数でございますけれども、こちらの方は2万156人となっております。北檜山町は1万6,096件、人数で4万4,987人となっております。

議案の57ページをお開き願います。診療施設の経理状況を、平成14年度決算数値で掲載させてい

ただきました。

平成14年度における純利益は、大成町が1,543万8,000円、瀬棚町が710万7,000円、北檜山町がマイナス6,647万1,000円となっております。

議案の58ページになります。診療施設の財務状況を、平成14年度決算数値で掲載させていただきました。

流動資産から流動負債を引いた額がマイナスの場合は、不良債務が発生していることを意味します。大成町がマイナスの2億7,896万9,000円、瀬棚町がプラスで3,725万5,000円、北檜山町がプラスで4億1,468万5,000円となっております。

議案の59ページをお開き願います。使用料・手数料につきましては、59ページから61ページに掲載をさせていただきました。各町ともに差異がございます。

文書料などの事務的なものなどは、一つの町の公的医療機関ごとに金額に差があると住民負担の公平性が失われることになりかねません。そのため、住民負担公平の原則に基づき、合併時まで調整する必要がありますので、基本的な方針について調整していただくこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

ただいま説明が終わりました。

この病院及び診療所事業の取扱いにつきましては、任意協議会の場におきましても、3町は、合併した場合における地域医療体制のあり方をどうするかといったことなど、大変重要な行政課題であることから、特に協議項目として取り上げて調整内容について協議を行ってきたものでございます。そしてまた、平田委員長から第1回新町建設計画策定小委員会の経過報告にもありましたように、この問題は3町の住民が一番関心を持っておる項目でございまして、建設計画の中においてこの病院・診療所のあり方をきちっと示していくことで小委員会においても検討する、との報告があったところでございます。

このようなことを踏まえまして、この病院及び診療所事業の取扱いの調整内容案について協議に入らせていただきたいと存じますが、まず基本的な考えといたしまして任意協議会で話し合いしました原案について、ご意見をちょうだいしたいと思います。検討報告については、幹事会での検討いたしました内容でございます。

ただいま病院の取扱いにつきましての説明がありましたけれども、これらについて、ひとつ皆さん方からご意見をいただきたいというふうに思います。

(大野委員)

私は調整内容についてはほぼ賛成いたします。

それと、6月28日、新町の建設計画小委員会が開催されまして、保健・医療対策を急速に検討することとなっておりますが、平田委員長も、冒頭に小委員会の内容説明があったとおり、最重要課題としたいということで報告がありました。そういうことで、この間の小委員会でもとりわけ3町

で中核的な病院が欲しいよねという内容のもとに、必要であるということが話し合われたわけですが、今後その中核的病院の位置づけといたしますか、進め方といたしますか、どのように進めていくのかなということで会長さんにちょっとお聞きしたいなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

(内田会長)

今、大野委員さんの方から、3町の中核的な病院の設置といたしますか、位置づけをどういうふうにするのかという、そういうご意見でございますけれども、そのほかに皆さん方の方から、この病院問題についてのご意見が何かあればいただきたいと存じますが、ございませんでしょうか。

(高畑委員)

この問題はだれしも大変な医療政策の1点だろうと、このように考えてございます。そういう中にありまして、うちの大成町はご承知のように、大成町国保病院という一つの看板を掲げて現在まで来たわけですが、任意協議会でも少し意見を述べたのですが、ひとつこれからの医療対策として、今課題になっておりましたような中核の病院を北檜山町としてどのような形で考えていくのか、それとあわせうちの大成町国保病院のあり方、言うならば診療所という形になると思います。近い将来にそういう形になると思いますが、それらもあわせながら、今後の方向性をひとつ幹事会の方から打ち出してもらいたいと。

それともう一点は、今の流動資産・負債が出されたわけですが、うちの一つの金額は非常に負債額が多いと、こういうことですが、参考までにお尋ねするのですが、瀬棚さんのこの会計の持ち方、恐らく特別会計だろうと思うのです。その辺とうちの企業会計とのまた中身があるのではないのかなという、これは僕の算定方法なのですが、その辺ももしあわせてお答えいただければ、参考までにお願したいなと、このように考えてございます。

(内田会長)

では最初に、幹事会でそれぞれ検討された病院問題にいて、ひとつ報告してください。

(福島幹事長)

それでは、幹事会でこの病院・診療所の取扱いについてどういう検討をされたのかというようなことと、それから今後をどう考えているのかというような点でのご質問だったかと思うのですが、これらの病院・診療所の問題につきましては大変難しい問題でありまして、先ほど平田委員長さんからも第1回の新町建設計画策定小委員会の経過報告がありまして、地域医療体制をどうするかというようなことが最重要課題だというような話もございました。幹事会としましてもそういう中で、どのような体制にした方がいいのかということでいろいろ検討しておりますけれども、なかなかはっきりした方向が出せないでいるわけでございます。そんなようなことで私もは、できるだけそういう専門的な方のご意見をもっと聞いて、そしてこの地域の医療をどうするべきかということも、もう少し詰めていく必要があるのではないだろうかというようなことを考えているわけでござ

います。

そんなことで、できればそういう専門的な道の方のご意見、あるいはまた民間のそういうコンサルタント会社等にもお願いをして、そうした分析をした上で、ある程度の地域の皆さんの検討をしていただきながら方向性を出した方がいいのではないだろうか、こんなことを実は考えているわけでございます。これらについては予算の関係もありますし、それらの方向性を決めるにしましては、やはりもっと慎重にいろんなデータに基づいた検討が必要だろうというふうなことで、できれば本協議会でそうした予算等を含めて、そういう方向で検討してみるということであれば、そういう方向に持って行っていただければ、幹事会としても十分それにこたえることができるのではないだろうかというふうに現在思っているところでございます。

(内田会長)

今、福島幹事長の方から話がありましたのは、幹事会で協議されたことでございます。

(高畑委員)

それから、先ほどもちょっと触れましたが、今後の、合併後の診療所の体制、瀬棚さんは今まで、診療所という一つの体制で来たわけですね。そして今後、合併後、大成町もそのようなあり方になると。そうすると、新町の中で二つの診療所が誕生するわけですね。これらの方向性をどういう方向性に持っていかうとするのか、診療所の一つの経営のあり方なども中身に入れながら、そしてまた瀬棚さんの診療所の現在の内容的なものも全部同じような体制で、大成町の診療所というものをまた考えていくのか。その診療所のつくり方というのか、町民に対してのこの医療施設、それらの考え方がもしありましたら、参考例としてひとつお願いしたいのですが、できますか。

(平田副会長)

瀬棚の場合は診療所ですから、いわゆる公営企業の中での収支ではないのだけれども、特別会計ではあります。特別会計ではあるけれども、国保病院ではないので、いわゆる国の言っている特別地方交付税などの補填はないわけなので、マイナス部分については一般会計から繰り出していくというようなことで、今平均的に起債の償還に入っていますので、7,000万ぐらいの繰り出しをしなければ、これは歯科と両方合わせて、医科だけであると5,000万程度なのですが、これが一般会計から出すことによって一応今はクリアしているというかやっている。

ただ、我々としては多少収支の問題はすごく気になる場所ですけれども、いわゆる医療の診療方針というのは、予防医療に徹底してやっているという。予防医療に徹底するということは医療費の額は上がりません、抑えぎみになってきます。その分はどこかに返っているわけです。国保税が低くなっていく。それから3割内の一部負担が、住民負担が減っていくとか。それで保健事業と一体化してやっていますから、病気予防に徹底しているということなので、薬の量もかなり少ないとか、それからお医者さんが直接地域に入って行って、時間さえあればそういう教室を開いて、先生みずから歩いているというのが予防医療の原則みたいなもので、相当の回数地域に入って行って病

気予防のこともやったり、保健事業の中でやると、結構肺炎球菌ワクチンの助成をすとか、インフルエンザの助成を全部にすとかとやっていくと、別な角度からの支出は保健事業としてふえていくけれども、医療費は下がってきているというようなそういう観点なので、余り収支の問題からいうとちょっとどうかなというような状況ですけれども。詳しくはあるけれども、大体そういった方向で目指しているということです。

(高畑委員)

もう一つ幹事会側の方から、診療所の今後あるべき姿、構造図をもし考えておられましたら。2町のもし診療所になった場合の構造図ですね。その辺ももし考えておられましたら、教えてください。

(福島幹事長)

今、瀬棚が診療所、それから町立病院が北檜山町と大成町にあるというような状況になっているわけでございます。そういう中で、この3町の地域医療をどうするのかという観点に立って今検討している最中でございますけれども、いずれにしても住民にしましては、やはりそういうしっかりした地域の医療を、その地域である程度任せてもらえるような、そういうことを願っているのではないだろうかというふうに思っているわけですが、ただ、財政的な面もございますし、そんなことを考えながら、これからどのような医療体制にしたらいのかということをもっとデータに基づいて真剣に検討していく必要があるのではないかと、こんなことを考えておりました、先ほども申し上げましたように、そのためには私もそういう専門的な医療の知識が持っておりません。専門部会でも検討はしていただいておりますけれども、なかなか結論を出すということにはならないわけでございますので、むしろそういう中で、先ほど申し上げましたように、道のそうした専門家のご意見、あるいはまたコンサル等にかけて、そうした医療体制をどうするかということを経事会ももちろんでありますけれども、協議会の中でも検討できるような資料を用意をして、これはみんなが地域の医療をどうするかということを真剣に考えて方向づけをしていく必要があるのではないだろうか、こういうふうに考えているわけでございます。

(奥村委員)

福島幹事長の話、お伺いいたしました。基本的には取扱いの中で、現行の病院、診療所についてはそのまま新町に引き継ぐと、私はこのことはいいと思うのです。それから、病院、診療所の使用料、手数料については合併時に統一すると、これも私はいいと思うのですけれども、問題は先ほどから言っているように、財政規模に見合った運営方法については、必要な時期に見直しをする。必要な時期というのはいつなのですかね。今、福島幹事長さん言われたように、地域医療、医療の再編がつい最近の新聞でも、この合併に伴う、合併するしないにかかわらず医療機関の再編計画検討というのは当然私は、合併今するからしなければならぬと、そういうことではなくて、恐らく自立する町にしても、過去の累積7億、8億を抱えている町がこの道南でもかなりあります。いわずと知れた大成も2億七、八千万持っています。あれだけの規模で本当に過去の累積というのは少な

い。それは見直しもしてきた、経費の節減にも努めてきたということなのだろうと思いますけれども、私も大成の議会から出ているものだけお話しするということは、大成には唯一の医療機関なのです。他町には民間の医療機関もありますので、この存続というのは、地域住民にすると本当大事なことだろうと私思っ、本当に大成町民としては、高齢化が進んでいますけれども、大変大事なこととして私はほかの地域よりもとらえていると思うのです。

それで、今後のあり方については、私先ほどから言っている、合併するしないにかかわらず町財政を逼迫させているのは、各町とも、各町ともですよ、病院経営が大変だと、これが財政を圧迫している、このことだろうと思うのです。ところが裏腹に、医療は住民が最も要望していることなのです。医療は。本当は財政が許せるものであれば、当然行政の責任で私は病院として継続してもらいたいし、それに対する持ち出しといたしますか、町の歳出は私はいいと思うのですけれども、今後においてそれが新町になってから、財政に大きな影響を与えるような病院経営ではあってはならない、そう思います。だけれども、医療機関そのものの縮小されるのか、恐らく廃止にはならないと思うのですけれども、その辺の医療技術なりあるいは医師の確保なり、それから予防治療なり、この辺はきちっと、後退というよりもそのことをまず忘れないで、なくしないで、ひとつ地域医療のことをまず考えたこの病院等の取扱いについて私は議論してほしいなど、そう思います。

(内田会長)

これは今お二人の委員さんの方からお話がありましたように、私はこの病院問題についてはやはり本当に真剣に考えていかなければならない。今奥村委員が言ったように、このままで推移をしていきますと、これはたとえ新町になっても、大変な大きな一つの問題の起因になると、そういうふうに思います。これ私は会長という立場でこんなことを申し上げてあれですけれども、これはあくまでも私個人的な考え方ですけれども、私はやはりこの町立病院という問題について、維持していくかどうかということ、もうここではっきりとやっぱりその方針というものを打ち出すべきだと私は考えております。

今、幹事会の方でもそれぞれいろいろ意見を聞きながらというようなことを言いながらも、これはやはりそれぞれの町できちとした方針を私は今回出すべきだと、そういうふうに思っておるわけです。

ではどういうことかということになりますけれども、ここで言っているのかどうか私もあれですけれども、私はこれは今北檜山町も、これは前・原田町長さんのときからこの町立病院の将来どうするかということで、そうした問題を議論してまいりました。したがって、議会でもいわゆる病院検討特別委員会をつくりまして、その中で十分議論をしてきたところでございます。その中でこれは将来、町立病院として本当にこれがこれから先維持していくかどうかという問題については、先ほど奥村委員の言われたとおり、大変な事態が生じる可能性がある。したがって、ここで民間委託ということも考えてもいいのではないかと議論が出ました。ですから、私はこれは絶対にそうすべきだということではないですけれども、そうしたことも含めた検討も私は必要でないかと。

ただ、本当にこれは町立病院を維持していくということであるならば、私はこのままの状態の中

での維持は私は絶対できないと思うのです。したがって、維持をするのであればするように、思い切った改革をしていかなければ、私はその維持というのは、ただ時の流れに任せて何とか時期が来ればなるだろうというようなことでは、私はだめだと思しますので、このことについては大変もう本当は言いづらい話かも知れませんが、ここでやっぱりはっきりした態度というものを出さないと、私は将来大変な問題になってくるというふうに思っておりますので、それ以上のことは私も言いませんけれども、私は個人的にはそういう考えでありますし、これは検討委員会の中でも、小委員会の中でも私は申し上げましたし、今もその気持ちについては変わっておりません。それが私の考えでございます。

(平田副会長)

私はさっき幹事会の方から出された考え方に沿って、これから早急に、今の病気というか疾病構造の調査から始まって一番大きいのは北渡島檜山の地域保健医療福祉推進計画というのがあるわけなので、やっぱりここに沿って、今1町だけで運営した場合にはそれでよかったけれども、今度は3町一緒になった場合にどういう格好にしていくのか、その医療圏の問題との整合性をどうしていくかという改めた議論が必要になってくると思うのです。ですから、3町だけの物の考え方ではなくて、北海道の地域医療課あるいは保健所あるいは支庁といった中でもこの議論を一緒になってやってもらわなければ、一つの方向性がでないのではないかというふうに思います。

ですから、相当専門的な問題になっていくので、幹事会が提案されているように、調査士であるとか、場合によってはコンサルの必要性も出てくるというふうに思いますので、こういった小委員会としてはこの法定協の全体会議の中で、できるのであればそういった必要な経費について委員各位からご理解いただければ、今後私どもそういうもののもとで小委員会でもさらにいろいろ勉強していくというか、協議していきたいなと思っておりますので、議長さんの方でその辺もひとつお諮りいただければというふうに思います。

(真柄委員)

これは本当に各町もうずっと何十年にもわたって来ている問題を、各単独町の段階ではなかなか他町と向かい合ってこの地域医療やってはいたのですけれども、確かに道の方でも北部檜山の医療圏に関しては、そういう八雲の病院からの関連とかを含めて、もっと早く整備されていなければならないはずなのに、いまだこういう形の中でこの病院問題は各町問題を抱えていることは事実でございます。

それで、遅いとはいえども、せめてこの合併を機に、本当に今、内田会長がおっしゃったように、合併を機に本当に早期に話をしてその場をつくっていかうと。これはもう絶対やらなければならないことであると思っておりますし、そういう点で、だからといって私はコンサル入れることも、そういうことを含めて研究するのもいいですけれども、やはりその予算は予算としてつけたにしても、幹事会等もうあすから常にこの問題に関しては、やっぱりこの調定案はちょっと弱いと思います。この表現の仕方が。これは当時のだと思っております。今ここへ来て、しかも小委員会だけでもあれだけの

報告なされたら、やっぱりそういう形の中でしっかりとかかっているのだということを再確認して、やっぱり予算づけするものはしていくべきだと私は思います。

(柳田委員)

先ほど会長から貴重なお話を伺って、少しは気が安まっておりますけれども、私の町も含めて特に医療ということについては、町の思いも、また町民の皆さんの思いと、特に医療というのはなかなか口に出そうとしても、我々が素人がなかなか口に出せないということがあります。

そんな中で専門部会、また幹事会などでもいろいろな角度から協議、検討して、今後についてのいろいろな考え方をまとめようとして努力なさっておられるでしょうし、そしてまた、小委員会でも恐らくこれは保健・医療の対策について早急にとということは、恐らく医療機関も含めてのことだろうというふうに思いますので、そういうことから考えれば、この医療と申しますか、このことについては1度や2度で恐らく済まないだろうと。それだけやっぱり慎重に、かつ後にしっかりとしたものをつくって残して、悪い面を残さないで新しい道を歩むということにならなければいけないだろうと思いますので、そういうことを考えれば、1度や2度で済む問題ではないだろうというふうに考えます。そう考えるときに、やはりそういう小委員会、専門部会、幹事会、そういう方々が努力されていることを一つ一つやっぱり我々に示していただいたことの中から、我々も、ではこういうこともあるのではないのか、こういうこともあるのではないのかと言いながら、積み残しのないような形をとるべきであって、やはりそれをまず望みながらこれからの医療なり施設というもののあり方を考えるべきであって、今結論を出すということにはないので、いましばらくの間は今の流れを待つというか、待つましようというのは変でしょうけれども、待つ、その流れの中で我々も積極的に入って努力したいということが一番いいのではないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(桜井委員)

新町の小委員会部分で、先ほど平田副会長も言いましたけれども、幹事会が6月28日に新町の計画会議開いて約1カ月近くたっておりますけれども、今幹事会の方から説明あったように、なかなか病院問題に関しては、結論を出すということは非常に難しいと。そういう話の中で今後はやっぱり新しい医療体制を構築していくためにも、やはり今幹事会の方で言われたように、そういうコンサルタントとか道のそういう全体の医療体制の、ここの3町の合併したときにあるべき姿を模索するためには、やっぱり今の言われるような幹事会の説明が今出たように、コンサルも含めた道の支援もいただいて、どういう本当に医療体制が一番いいのかということをもっと高い位置からやっぱり見ていただくためにも、そういう多少のお金がかかりますけれども、そういう部分で皆さんにご承認いただいて、やっぱり小委員会でその辺をたたき上げていただきたいと。もちろん幹事会の中でもそれをどんどん話を進めていただきたい。というような中で協議会でもう一度この話をすればいいのかなと私は思っています。

(内田会長)

今、桜井委員の方からそういうふうに、コンサルトにとかいろいろ参考に聞きながらという、そういうお話でありました。確かにそれはそのとおりです。でも、ただコンサルに聞くにしても、やはりそれぞれ町のいわゆる腹というものをまず決めて、こういう方法で進めたいのだけれども、どうだろうということの方が、まだその地元の中で、この中で方針がまだ定まらないというような中でコンサルにいても、ではそのコンサルのとおりやるかといったら、そういうわけでないですから、ただ一番問題にされているのは、今このままの町立病院を維持して行って、果たしてその先がどうなのかということをお聞きされてそうした意見が出ているわけですから、これはきょうここで結論するというわけにはいきませんが、今言ったように、いろいろなそれぞれこれから町民の皆さん方のご意見もあるだろうし、そうした中でいろいろ意見を集約しながら一番いい方法で、例えばこのままで維持をするならば、どういう改革方針を持ってその町立病院を維持していくのかというのがまず問題であると思うので、それらを含めて、そうしたやっぱりきちっとした安心できるような、そういう体制をつくるように……。そうした中で、この病院問題というのは推移をしていかないと私はだめだと思いますので、それらについて今桜井委員が言われたように、そういうことを踏まえて、いわゆるそれぞれの皆さん方のご意見を聞きながら、コンサルを含めてこれからこの病院については、非常にこれは難しい問題だと思いますけれども、これは難しいからといって後回しにするわけにはいかないで、こうした難しい問題こそ先に解決をして行って、初めて合併というものがスムーズにいくと思うので、できるだけこうした問題についても早く解決をするということで、ひとつこれからも皆さん方のご協力をお願いしたい。

それは先を急いでばかりいて、そうした早まっては困りますけれども、より慎重に、そしてより早くこうした問題を解決していただくように、これからもひとつお願い申し上げます。

(小田委員)

いろんな意見ありましたけれども、我々道というか支庁といたしましても、先般、私も道の保健福祉部の医療政策課の方に、北部3町の医療の問題について報告をして、さまざまな支援といただきますが、いろんな指導の協力要請をしましました。それで極力、道からも、ここの管内は八雲保健所管轄になりますけれども、そこの協力も取りつけておりますし、ぜひ参加させてほしいという言葉もいただいておりますので、今もうスタートしておりますけれども、今後の医療福祉問題に関する検討の中で、幹事会やあるいは保健福祉部会の中で、道の立場からも精いっぱい支援というか協力をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(内田会長)

休憩します。

(休憩)

(午後4時19分)

(再開)

(午後4時25分)

(内田会長)

それでは、休憩を解かせていただきます。

それでは、いろいろご意見をいただきましたけれども、原則的にはこの原案どおりでいいということでご承認をいただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ありがとうございました。

それで、本日の議事日程にありました協議案を終了させていただきたいと存じますが、最後にもう一件、皆様に追加でお諮りをいたしたいと存じます。

第1回新町建設計画策定小委員会から経過報告として、協議会において協議をしていただきました協議会全員による3町の公共施設の行政視察の実施についてであります。事務局からその日程についての説明をいたさせます。

また、先ほどコンサルというふうなご意見も出ましたので、調査費をひとつ予算化をさせていただきたいと思っておりますけれども、そのご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

はい。それでよろしくどうぞお願いします。

それから最後なのですけれども、ちょっと私、実は小田部長にちょっと聞きたいことがあるのですけれども、実は私どもの中で、いろいろ町内会等で協議をするわけなのですけれども、今合併特例債という、推進債とかといろいろあるけれども、合併全市町村をいろいろ見ても、合併をする町村というのは余り少なくなっている。北部においても3町だけだと。果たしてそうした中でその特例債というのは我々が、しない町とした町との格差というのは本当にはっきり出るのだろうかというような、そういう心配あるのですよ。それはなぜかということ、合併をしない方が多いものですから。ですからそうでないと、せっかくこれだけ議論をして、そして最終的にはそんなに差がなかったといたら、何のためにこれだけ日にちをかけてやってきたのだという、そういういわゆるうちの町内会の代表の方々の中からそういう意見が出るので、その点については再度私の方からまた確認をさせていただきますということで答えたのですけれども、その点について一言、簡単でもいいです。

(小田委員)

単純だと思うのですけれども、合併特例債については合併して初めて起債が認められることです

ので、合併しない市町村には、既存の起債部分しか認められません。ですから、合併特例債というのは今、北部3町を起債したらそのキャパがどのくらいになるか、実際どれだけ使えるかは別として、合併特例債というのは本当に合併しなければ使えないものでございますので、その分起債ですから一定程度の自己負担とかももちろんありますけれども、合併したところのみ、今回17年3月までに決定した合併市町村にのみ認められる起債だということです。それしか、それ以降また新法もできましたけれども、今回までに合併が決めない市町村については、この合併特例債は盛り込まれておりません、認められておりませんことをつけ加えておきたいと思えます。

(内田会長)

とにかく単純なのですよ。した町としない町とのはっきりした目に見えるようなそういう制度をひとつお願いしたいということでございますので、これからもひとつよろしくどうぞお願いいたします。

以上でございます。

(道高事務局長)

それでは、先ほど合併協議会委員によります3町の行政視察の開催の件でございます、これは一応小委員会の方で実施についてというご提案でございました。8月19、20日の2日間を予定今しておりますが、午前9時半から4時ぐらいまで、それぞれ瀬棚、北檜山……。8月19、20日、19日の日に瀬棚町へ行って、それから20日の日に北檜山、大成方面へ2日間にわたってそれぞれ公共施設関係、まちづくりについて視察をしたいということで、これが協議会委員さん全員で開催していきたいと思っております。これは後でまたご案内いたしますが、とりあえずこのように開催をしてよろしいかどうかということで確認を、お諮りをさせていただきたいと思えます。

あとはできれば2日目の終わった後には、どこかで懇親会をやったらどうなのかなということもちょっと考えておりますけれども、これもひとつ議長さんちょっとお諮りさせていただきたいと思えます。

(内田会長)

そういうことで今事務局の方から話がありましたように、いわゆる調査日程について今ご報告したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

(「全員で」と呼ぶ者あり)

(道高事務局長)

全員で大型バスを借りまして、歩きたいなと思っていました。

瀬棚と大成、北檜山ということで、3町を回りたいと思っておりますので、それぞれの公共施設、やっぱり把握する必要があるのだろうということでございますので、ひとつ予定をお願いしたいと思います。

それから最後に、連絡事項でお知らせしたいと思います。

まず、特別職の身分の取扱いということで、きょうお手元に差し上げておりますが、これは前回の協議会で協議を行っていただきまして、特別職の身分取扱いの調整については、原案の決定をしていただいております。その中に、特別職としての区長の報酬等について入れなさいということでございました。これをこの文言について、今回、線を引いておりますが、その文をこの特別職の身分の取扱いの中に盛り込ませていただきました。そういうことでご確認をお願いしたいということでございます。

それから、2点目は、新町名の応募状況についてでございますが、7月22日現在ではこのようにお手元に差し上げているように、全部で296件の応募がございますが、人口1万人にしてみたら随分少ないなということで、もう少しこれも応募件数、多い方がいいのかなということでございまして、応募状況はごらんのとおりでございます。これをひとつ各町内、町ごとにもう少し盛り上げていただきたいというふうをお願いを申し上げたいと思います。

それから、合併3法の説明会の資料の配付をいたしております。これも6月30日に札幌で3法の説明会がございまして、事務局の方から4人担当者が参加いたしまして、総務省の市町村課長から説明を受けました。これにつきましての資料を参考までに、このような資料によって説明が行われましたということでごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

閉会あいさつ

(内田会長)

それでは、本日は本当に3時間に余って協議をいただきました。本当に回を重ねるごとに皆さん方の本当に忌憚のない、そしてまた真剣なご議論をいただきまして、きょうも最終的にはご承認をいただいたわけでございます。これからもどうかひとつ皆さん方のご協力をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

本当にきょうはどうもありがとうございました。

(午後4時35分)